

平成29年度

千代田区学童クラブ入会のしおり

学童クラブは小学校に就学している児童を対象に、保護者が就労等の理由により放課後の子どもの世話ができない場合に、お子さまを一定の時間お預かりして、適切な遊びや生活の場を提供するとともに、基本的な生活習慣の指導等の働きかけを行います。また、日常の集団生活や、遊びなどの諸活動とあわせて、保護者への支援や連携を行うことにより、子どもたちの成長を促します。



1 学童クラブの特徴

(1) 区立学童クラブ（4頁 一覧表：①～④）

児童館に併設されていて、各種クラブに参加することもでき、楽しい時間を過ごせます。神田学童クラブは昌平小学校隣接です。

(2) 学校内学童クラブ（4頁 一覧表：⑤～⑩）

設置されている小学校に通っている児童のみ入会することができます。学校内に設置されているため、放課後すぐに、学童クラブに参加することができます。

(3) 富士見わんぱくひろば、いずみこどもプラザ（4頁 一覧表：⑪～⑭）

小学校隣接でアクセスが良く、児童館的機能施設と併設されていて、各種クラブに参加することもでき、楽しい時間を過ごせます。

(4) 私立学童クラブ（4頁 一覧表：⑮～⑰）

認可保育園と併設されており、午後9時までの夜間保育を実施しています。

2 学童クラブの取り組み



(1) 健康管理と安全・安心対策

- 子どもたちの心身両面にわたる健康状態を把握し、日常生活の中で病気や怪我に対する予防や指導をします。
- 防災訓練を通して、子どもたちに事故や災害に対する心構えや、災害発生時の行動について指導します。
- 防犯訓練を通して、子どもたちが不審者等に遭遇した場合の身の処し方を学び、事件に巻き込まれないための安全指導に努めます。

(2) 保護者への支援と連携

- 子ども一人ひとりの様々な悩みや問題について保護者とともに考え、解決するため、個人面談を実施するとともに、随時相談に応じます。
- 『連絡帳』や電話等により保護者と日常的に連絡を取り合うとともに、行事や子どもたちの様子についてお知らせするために、毎月「学童クラブだより」を発行します。
- 保護者と共に子どもたちの来館、帰宅時の安全確保について指導に努めます。

3 入会できる児童

- (1) 区内在住の小学生
- (2) 区立小学校に在学する小学生

4 保育日及び保育時間

○月曜日～金曜日 下校時から午後5時まで

○時間延長 月～金の午後7時まで

○土曜日 午前9時から午後5時まで

* 夏休み等の学校休業日は午前8時15分から実施します。

* 日曜日、祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

上記の内容は区立学童クラブの場合です。

施設により保育時間に違いがありますので、「学童クラブのご案内」にてご確認ください。

「学童クラブのご案内」は、各学童クラブ窓口にて配布しています。

5 入会期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

6 費用

(1) 育成料 月額 4,000円(ただし、当分の間2,000円)

* 育成料には、減額・免除の規定があります。

対 象	兄弟が入会している場合	
	2人目から半額に減額	
	生活保護世帯	免除
	前年度の住民税が非課税の世帯	免除
	利用する年度における就学援助受給者	免除



(2) おやつ代 月額 1,500円

* おやつ代には、区内在住の方に限り免除の規定があります。

対 象	生活保護世帯	免除
	前年度の住民税が非課税の世帯	免除
	利用する年度における就学援助受給者	免除

※夜間保育育成料(二番町こどもクラブ、ポピンズアフタースクール一番町、グローバルキッズ飯田橋学童クラブ)は月額3,000円が別途かかります。(減免制度はありません)

また、夜間保育を行う学童クラブでは夕食の提供(1食500円)があります。

7 入会申込み受付期間及び提出書類等

(1) 受付期間

平成29年1月7日（土）から2月4日（土）まで

（ただし、日曜日・祝日を除く。）

(2) 受付時間 午前10時から午後5時まで

(3) 受付場所 第一希望の学童クラブ

(4) 提出する書類

① 学童クラブ利用申請書（様式）

○希望する学童クラブを区立学童クラブ・民間学童クラブ（裏面一覧表参照）の中から3施設までご記入ください。希望された学童クラブのいずれかに入会できるようにするためのものです。

② 就労証明書（様式）

○保護者1名につき1通ご提出ください。

○自営業・個人事業主の方：自署した就労証明書と税務署に提出済みの前年の「確定申告書」（写）を揃えてご提出ください。

○就労等により午後5時以降の時間延長を希望される方は、入会決定後に所定の申請書にてお申し込みください。

*ご提出いただいた書類に記載されている個人情報については、学童クラブ事業実施以外の目的で利用することはありません。

*入会の要件に関する事項に虚偽の申告があった際は保育をお断りする場合があります。

*申請書類は区ホームページ（<http://www.city.chiyoda.lg.jp>）からもダウンロードすることができます。

(5) その他

① 学童クラブ利用申請書と就労証明書の用紙は、12月5日（月）から各学童クラブにおいて配布します。

② 現在入会している方も受付期間中にお申し込みください。

③ 「身体障害者手帳」または「愛の手帳」をお持ちの方は、申請の際にお申し出ください。その他、特別な配慮が必要と思われる場合もご相談ください。

④ 前年度の育成料が、半年以上滞納となっている場合は申し込めません。

8 入会決定通知

○入会の可否通知は、2月28日（火）までに発送します。

千代田区内学童クラブ一覧表

	学童クラブ名(施設名)	受入児童数	所在地	電話番号
区立	①西神田学童クラブ (区立西神田児童センター内)	60人程度	〒101-0065 西神田2-6-2 西神田コスモス館3F	(5215)9062
	②神田学童クラブ (区立神田児童館内)	60人程度	〒101-0021 外神田3-4-7 昌平童夢館5F	(3253)6021
	③四番町学童クラブ (区立四番町児童館内)	60人程度	〒102-0081 四番町11	(3234)3084
	④一番町学童クラブ (区立一番町児童館内)	60人程度	〒102-0082 一番町10	(3230)0866
民間	⑤アフタースクール さくら(千代田小学校内)	100人程度	〒101-0048 神田司町2-16	(5207)5800
	⑥アフタースクール こうじ町(麹町小学校内)	50人程度	〒102-0083 麹町2-8	(3556)9700
	⑦アフタースクール 番町 (番町小学校内)	40人程度	〒102-0085 六番町8	(5213)3506
	⑧アフタースクール 番町第二(番町小学校内)	40人程度	〒102-0085 六番町8	(5213)3571
	⑨アフタースクール お茶の水(お茶の水小学校内)	35人程度	〒101-0064 猿楽町1-1-1	(5282)3166
	⑩九段小学校アフタースクール(九段小学校内)	50人程度	〒102-0071 富士見1-1-6	(3263)0591
	⑪富士見わんぱくひろば学童クラブ	70人程度	〒102-0071 富士見1-10-3	(3263)1185
	⑫富士見わんぱくひろば第2学童クラブ	30人程度	富士見みらい館5F	
	⑬いずみ学童クラブ1 (いずみこどもプラザ内)	35人程度	〒101-0024 神田和泉町1	(3865)1462
	⑭いずみ学童クラブ2 (いずみこどもプラザ内)	55人程度	ちよだパークサイドプラザ6F	
	⑮二番町こどもクラブ	80人程度	〒102-0084 二番町2-1 二番町TSビル4F	(3221)0012
	⑯ポピンズアフタースクールー番町	50人程度	〒102-0082 一番町10-8 一番町ウエストビル2F	(5275)2171
	⑰グローバルキッズ飯田橋学童クラブ	60人程度	〒102-0071 富士見2-14-36 富士見ウエスト4F	(3556)3331

※受入児童数 : 学童クラブに入会可能な児童数の目安

※学童クラブ名 : ①~④:区立児童館と併設 ⑤~⑩:区立小学校内学童クラブのため実施学校在籍児童が対象
⑪~⑰:認可保育園と併設

異年齢交流・体験

児童館併設の学童クラブでは、来館する乳幼児・中高生から保護者まで幅広い交流・体験の中で豊かな社会性が育ちます。

個性を生かす

専任指導員が一人ひとりの子どもたちを多方面から支援します。

生活習慣

日常生活に一定の流れやリズムができ、子どもたちに、良い「生活習慣」が身につきます。

子育て支援

保護者が安心して子育てと仕事を両立できるように支援します。

安全で安心

学童クラブはいろいろな役割を果たしています。

地域(町会、運営協議会、民生・児童委員、PTA等)との連携により区民とともに子どもたちを安全に見守ります。